

## 令和2年第3回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月15日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時18分散会

### 本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

### 出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

### 出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事業者	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
-----------------	-------	------------	-------

農業委員  
会長

飛世 薫 君

農業委員  
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博 行 君

監査委員  
局長

岡崎 忠 幸 君

事務局出席者

議事  
事務局  
局長

穴田 義 文 君

議事  
事務局  
局長

岡崎 浩 章 君

議事  
事務局  
副局長

前畑 美 香 君

議事  
事務局  
主任

駒井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は10名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 通告に従いまして一問一答で一般質問します。

まず初めに、新型コロナウイルス感染者発生・拡大に対する備えというテーマで伺います。

新型コロナウイルス感染症については、先般の第2回定例会においても同様のテーマで質問しておりますが、それ以後も本市においては感染者が発生していない状況は継続しています。また、新型コロナウイルスに対する知見が得られるとともに、感染対策や経済対策などの状況もある程度明らかになっています。一方で、秋冬にかけては季節性インフルエンザの感染拡大の対応も必要とされていることから、これらの状況を踏まえ、本市の備えを中心に伺うものです。

まず、北海道が策定した新しい警戒ステージのうち、最も感染が拡大した状況、第5ステージにおける本市の備えについて伺います。

北海道は、8月25日の対策本部会議において、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言に準じ、感染状況等5つの警戒ステージの指標とそれぞれステージにおける対応の考え方をまとめた新たな警戒ステージを確認、発出をしております。警戒ステージが上がらないよう病床の逼迫状況や新規感染状況などの各指標を踏まえた対応により感染を抑える取り組みがなされるものとは思いますが、備えという意味では道内における感染拡大のピーク、第5ステージの指標である感染状況等が一つの想定だと思しますので、これに対応する本市の状況を確認します。

具体的に本市の備えの想定となる数字について伺います。道内の感染が蔓延した場合、本市においてはどのくらいの感染者が発生し、さらに入院者数はいかほどと想定しているのかをお知らせください。

北海道の指標では、病床全体、医療の逼迫は900床とされており、さらに行政報告では、市

立病院の対応として、疑い患者受入協力機関としての4床確保に加え、地域全体で感染が蔓延する状況となった場合には、感染患者重点医療機関での対応困難な患者の受け入れ機関として機能を果たすとありました。その際の受け入れ病床数のほか、病院における体制についてお知らせください。

これに加えて、感染が蔓延する状況において、医療機関以外どういった分野に影響があるのか、その想定や対策の検討状況についてもお知らせください。

次に、ワクチンの状況について伺います。

新型コロナウイルスのワクチンについては各国で開発競争の状況であり、国としてはこれら開発企業から国内必要分について確保する動きが報じられています。

一方で、秋冬の季節性インフルエンザ感染拡大が新型コロナウイルスの感染拡大と重なる状況となれば医療機関の負荷が大変なことになる。これを軽減するため、国としてはインフルエンザワクチンの増産を要請し、さきの参議院予算委員会質疑において、ことしの製造確保量は4価ワクチンとなった平成27年以降最大の約3,178万本、1本で2人が接種が可能ということから、約6,300万人分の確保ができる見込みと明らかにされました。

その後、先週9月11日に厚生労働省は、ことしのインフルエンザワクチンの優先接種について、10月1日からは65歳以上高齢者、60歳以上から64歳までの心臓、腎臓、呼吸器の機能障害のある方、さらに10月26日からは医療従事者、基礎疾患を有する方、妊婦、生後6カ月から小学2年生に加え、その他接種希望者と接種時期に関する協力のお願ひも出されています。

これら状況を受け、本市におけることしの季節性インフルエンザワクチン接種についてどうしていくのか。ただいま申し上げた国の対応を見れば、今あるものでやれること、そして有用なのだと思いますが、本市としての考えをお聞かせください。

次に、介護施設における感染対策の状況について伺います。

こちらさきの第2回定例会において、事業所における悩みなど実態も伝えさせていただいているところです。高齢、さらには基礎疾患を有するなど、感染時の重症化リスクの高い方へのサービスを提供していることから、介護事業者においては感染予防を徹底しながらのサービス提供を行いつつも、全国各地の同様な事業所におけるクラスター発生の情報に戦々恐々としています。この間、国は感染対策経費や職員への慰労金など支援も行いながら、感染予防の徹底を呼びかけている状況ですが、事業所においては感染予防を徹底しつつも、仮にサービス利用者や職員に感染者が発生した場合の対応について、どこまでを想定して備えたらいいのか、悩んでいる状況です。

そこで、こちら前回の一般質問でも申し上げておりますが、介護サービスを受ける高齢者を守るという観点からも、市としての各事業所の対応状況の把握や相談対応が重要だと思いますがどうでしょうか。伺います。

最後に、地方創生臨時交付金の活用状況について伺います。

本市が行うコロナ対策事業については、この交付金を活用した対策がメインとなっていると

思います。これまでお伺いしている交付金の概要についてですが、国の1次補正、2次補正における配分額合計が約5億9,000万円、本定例会初日の補正まで、いわゆる第5弾までの事業が予算化されており、今後の執行可能額は1億6,000万円とのことです。これまで臨時交付金については9月中の国への計画提出と伺っておりましたが、9月以降もこの交付金を活用した対策を実施できるのか。また、これまで実施してきている事業の残額に加え、事業継続応援金事業などに見られる、いわゆる未執行分、未活用分についてはどのような取り扱いになるか、お知らせください。

これに関連して、9月3日、士別料飲店組合から市に対し、市内の飲酒を伴う飲食店の現状調査、飲食店の利用喚起と風評被害の防止対策、従業員に対するPCR検査の促進、飲食店、特に飲酒を伴う店に対する追加支援の4点を求める要望書が提出されたとお聞きをしています。緊急事態宣言による営業自粛やイベントや宴会のキャンセルが相次いだ。さらに、緊急事態宣言解除後も客足は戻らない。これまでの市内事業所に対する支援金の状況を振り返れば、飲食店に対しては緊急事態宣言の営業自粛に対する北海道の支援金、大幅な売り上げ減に対しては国の持続化給付金や家賃支援金、それに加え、本市においても市内飲食店への聞き取りを行うなど現場の実態把握に努めた結果、売り上げ減少に対する本市における独自対策として、昨年比売り上げ3割減に対し30万円を支援する事業継続応援金事業が実施されています。こちらも行政報告によれば、事業継続応援金事業の8月末の交付実績は当初飲食店を中心とした支援金の支給決定件数は143件、以後、臨時議会において対象事業所を追加した分については、同じく8月末段階で95件の支給決定となっていると報告がありました。これまで合わせて240件、支援額は約7,000万円となっています。この事業予算額は約1億3,000万円ですから、うち宿泊交通事業者に対する約1,000万円を除くとこのままの申し込み状況で期限を迎えれば、約5,000万円が未執行、未活用となる状況だと思います。

通常期の予算決算であれば、当然この予算執行率を問われるところかと思いますが、この応援金、休業からの客足の落ち込みによる売り上げの大幅な落ち込みに対する事業継続のためのつなぎ資金的な意味も大きく、だからこそ精緻な制度設計よりも対象事業所、対象事業者を大きく捉えることにより、一刻でも早い支給を目指したものと理解しております。当時の市内経済の実態、各事業所への影響も十分にわからない中、事業所に足を運び、事業者の声をもとに応援金を決定、支給してきた市には、今回の料飲店組合の要望にもあるとおり、応援金支給決定を判断した以降も売り上げが戻らないといった切実な声を十分に受けとめていただきたいと思ひますし、この地方創生臨時交付金の目的にもあるコロナの影響による売り上げ減など、地域経済の停滞をこの交付金を活用した対策事業によって回復を図るということも踏まえ、先ほど申し上げております事業継続応援金の未活用分を用いるなど、さらなる支援金の支給についても検討、実施すべきと思ひますが、見解をお伺いします。

さらに、これまで市が行っております対策事業については、施設における備品等、感染予防に係る事業経費、また、外出自粛、休業等による経済支援が多く実施されているものと承知を

しておりますが、例えばこれまで質問で伺っております備えの部分、感染が発生したときに必要となる対策などは検討されているのでしょうか。今後、予算化されるのでしょうか。例えば道内でも設置が広がっているPCR検査センターの本市への設置であるとか、東京都世田谷区の取り組みとして有名となりましたが、保育園、介護施設職員へのPCR検査実施であるとか、それ以外でも感染が蔓延した際でも当然必要となる市役所を中心とした公共サービスを継続するための費用であるとか、これらについての備えの部分の検討状況についてお伺いをし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私からインフルエンザワクチン接種の考え方と地方創生臨時交付金の活用状況について答弁申し上げ、新型コロナウイルス感染者発生・拡大に対する備えと介護施設における感染症対策などについては健康福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、インフルエンザワクチンの状況についてです。

本市では現在、インフルエンザワクチンについては65歳以上の高齢者、重症化するリスクがある持病のある方、13歳未満の小児に対して接種料金の一部助成を行い、インフルエンザの感染拡大防止を図っています。

このたびのコロナ禍においては、議員お話のとおり、発熱をした方が重なって受診した場合、医療機関の負荷の増大、混乱も予想されることから、国はワクチンを増産し、新型コロナウイルス感染症に罹患すると重症化しやすい対象者や国が接種を推奨している対象者にワクチンを優先して受けていただけるよう検討されているところです。

ワクチンの供給量は国民の半数に当たる6,356万人分とのことであるため、本市では9,000人分と想定されます。本市の通常の年の供給は約6,700人分であることから、2,300人分のワクチンが増加することになります。こうしたことから、本市におきましてはワクチン供給量の範囲の中で例年の助成対象者に感染症の重症化リスクが高い方などを加える方向で検討を進めており、本定例会最終日に補正予算を上程してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況についてです。

本交付金の計画書は1回目を5月に提出し、2回目は9月中旬の提出となります。国の通知では計画書の最終提出期限は冬ごろとされており、第4回定例会の補正予算上程とあわせて未執行分も含めた最終的な計画書を提出する予定です。

そこで、議員お話の事業継続応援金事業は、北海道がアルコールを提供する事業者に対して営業時間の短縮と休業要請を行ったことにより影響が特に大きいと判断した業種に対して、聞き取りし、減収してもなおかかる固定経費の支払いが大変とのことから、平均で2カ月相当の30万円の応援金を支給することで、今後においても事業を継続してほしいとの考えから実施した事業です。

先般、料飲店組合から要望をいただいた現状からも、いまだ影響はあるものと推察され、さ

らに市内の飲食業のみならず食品に携わる事業者など多くの業種も同様の状況であると考えられることから、市内の現状の把握を行いながら地域経済の活性化とさらなる支援が可能か、検討を行ってまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から第5ステージにおける本市の備えと介護施設における感染症対策などについてお答えします。

初めに、第5ステージにおける本市の備えについてです。

北海道は、8月25日に新型コロナウイルス感染症の警戒ステージを国の提言に準拠することを基本に5段階に分類し、ステージ5は最も感染が拡大し、国による緊急事態宣言が発出される状況となっており、その場合の本市における感染者の推計は、道が公表した指標をもとに本市の人口で計算いたしますと、週の新規感染者が約5人で、そのうち入院者数は約3人、療養者数は約2人となります。

市立病院における医療体制については、北海道指定による新型コロナウイルス感染症受入協力医療機関として疑い患者用に個室3室と3床室1室による4床を確保していますが、地域全体での感染が蔓延し、感染症重点医療機関での対応が困難となった場合は、陽性患者の受け入れ機関として疑い患者用に想定した4室全ての病床を使用した6床により、その機能を果たしていく予定となっています。

なお、疑い患者、陽性患者問わず、感染管理を徹底した入院診療体制が必要であるため、感染防護対策をした専任のスタッフ体制確保やゾーニングを初めとした感染対策環境整備を引き続き行っていくものです。

次に、感染が蔓延する状況における医療機関以外への影響や対策の検討状況についてです。

ステージ5の状況で感染者が発生した場合には、発生した場所や人数など発生状況によりさまざまな影響があると思いますが、緊急事態宣言が出ている中では感染者や濃厚接触者、さらには感染経路に応じた感染防止に対する措置など、基本的には国や道が詳細な調査を行い対応することになります。仮に士別市内でクラスターが発生した場合においても、十分な対応ができるよう道が広域での病床の確保や宿泊療養施設を確保する準備を進めているとのことであり、それに不足が生じた場合においてもあらゆる資源を投入活用し、かつ各市町村や施設等と協力体制をとりながら対応するというを確認しています。

本市としては、道からの情報をもとに市が担える部分について対応していくことが基本となり、主に市民からの相談対応や濃厚接触者への電話連絡のほか、濃厚接触で陰性になった方への支援などが想定されますが、その対応のあり方を含め、検討しているところです。

次に、介護施設などにおける感染対策についてです。

感染症の発生以降、国からは感染症対策に関するさまざまな通知が出される中、介護保険事業所の対応は急を要することから、より早く、よりわかりやすい情報提供となるよう努めてき

たところ。介護保険事業所では、これらの通知などにに基づき、試行錯誤する中で予防の徹底や発生した場合の対応の検討など、サービス提供以外の業務負担も増加しているものと存じ、その御尽力に感謝申し上げます。

感染症の予防対策にかかわる国からの通知がたびたび発出され、情報の追加が行われる中、実施可能なものから対応いただいているところですが、感染者の発生時やクラスターへの対応などについては基本的な事項が示されているのみで具体的な対応方法は施設などの人員、規模、サービス形態などが異なるため、それぞれの事業所において検討していただくざるを得ない状況となっています。

こうしたことから、市といたしましても、具体的な対応方法など参考事例の情報提供について北海道に求めていたところ、先般、道指定事業所の集団指導が行われ、感染症に関する対応方法や対応事例などが示されました。今後、その動画が配信される予定となっており、その際には速やかに各事業所へ情報提供してまいります。

また、各事業所の対応状況の把握については、これまで個別のデイサービスの利用状況調査のみの実施となっていましたが、現在国が実施している施設サービスにおける感染症対策の自主点検の調査票を各事業所から収集を行っているところです。

あわせて通所、訪問などの在宅サービス事業所については市独自の自主点検調査を実施し、市内事業所の対応状況の確認を行っているところです。

今後、この調査結果をもとに、感染症の発生時における事業所での課題や疑問点などの改善、解決に向けて意見集約、意見交換の場などを設ける中で北海道などの関係機関と連携しながら事業所支援に努めてまいります。

最後に、感染発生時に必要な対策の検討についてです。

市では、職員への感染防止対策の周知に努めるとともに、市民への感染拡大防止を図るため、7月の臨時会で承認された感染予防備蓄衛生用品のガウンやフェイスシールド、N95マスクなどを各200組準備し、障害者施設や介護施設等で不足がある場合には貸し出しできる状況となっています。

また、国では今月4日に、インフルエンザの流行に向け、発熱等の症状のある方の相談、受診の流れの体制の変更を公表し、10月中には各都道府県において体制整備が行われる方向となっており、市においてもインフルエンザワクチンの接種を促進するとともに、保健所と連携をとりながら速やかに市民の相談場所、診療・検査場所の体制について周知してまいります。

PCR検査については、現在市立病院でPCR検査機器の導入準備を進めているところですが、無症状者に対する検査、いわゆる自由診療となる検査については現時点において、まず医療としての体制を確保することを優先しており、さらなる検査体制の確保は困難なため実施していない状況です。また、市としてPCR検査センターを新たに整備するということも医師やスタッフの確保などの課題もあり難しいと考えています。したがって、まずは地域における感染や濃厚接触が疑われる方への対応に万全を期してまいります。唾液等の検査を郵送す

ることによって実施する医療機関等も増えてきていることから、議員お話にあるような他の自治体で行われている取り組みの効果などを含め調査・研究してまいります。

今後の感染発生時に向けた備えとしては、地方創生臨時交付金を活用し、これまでさまざまな防止対策に向けた整備を行ってきたところであり、現時点では新たな事業展開についての具体的な考えはありませんが、今後も市長を本部長とする対策本部やその補助組織である危機管理部を中心に市内で感染者が発生した場合のさまざまな場面も想定しながら、市民の命を守るために必要な対策を検討するとともに、何より感染者が発生しないよう全庁一丸となって感染症対策に取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再度確認をいたします。

まずは、コロナ対策の対応、想定検討の部分でございますけれども、ただいま答弁で、これは対応の組み立てがそうなっているのでやむを得ない部分もあるかと思っておりますけれども、現状においても感染発生への備えについては第一義的には北海道からの指示に基づいて、協力要請に基づいて対応していくと、具体的内容については検討であるということでございますけれども、私なんかでいけばやはりまだ検討している段階でいいのかということがございますし、また先ほどの第5ステージ、地域における感染が蔓延した状況でいくと、例えばこの地域で感染者が拡大していくという状況ということは、当たり前のように北海道全体がもう既にあらゆる地域で感染が発生している状況だと思っておりますので、そういった意味では、北海道からそういった指示がしっかり来るのかと。今の北海道の体制、よくわかりませんが、本当にそういった指示が的確にされるのかということであれば、やはりある意味受け身的ではなく、もっと積極的に、この自治体としての体制づくりについて、ある意味北海道に対して情報開示を求めていく姿勢が必要ではないかなと思っておりますので、その点の部分の考え方を改めてお聞かせください。

もう一つは、市内の経済対策のいわゆる追加支援の部分についてです。

市長の答弁の中で、地域経済状況を把握する中で検討してくということで答弁いただいておりますけれども、今回お聞きをしている前提になっておりますのは質問の中でも触れております市内の料飲店組合の要望、私も市内の、新聞の記事で見て確認をし、きょう質問しておりますけれども、ちょっとこういう対応がどうなのかということもあったのが、この記事によれば、市長が今後検討するという対応の中で、担当部長が飲食店に限った支援は難しいと、こういった要望書を受け取る段階で、既にある意味支援のあり方について触れているようなことが記事になっているものですから、そういった意味では残念ながらちょっと本当かなと、今後の検討というのが意味1回やっているんでということ、あるいは現状をしっかり見たんですけども、1回も支援をしていないところもあるんでという、必要とされる、必要とところに必要な支援がいくのかということで、ちょっと私自身はこの記事だけを見ると、ちょっと不安とい

うか疑う部分もございますので、今後の調査・検討に当たっては、あるいは例えば支援のこれまでの1回支援したからとか、そういったものをなしに調査・検討していく、そういう考えでいるのかということを確認させてください。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 私から1点目の再質問にお答えいたします。

ステージ5ということで市内に発生者が出た場合ということでもありますけれども、道の指示というか、道の情報といいますか、今現段階においては発生した方のプライバシー保護の状況から、市にどの程度の情報が入ってくるのかということにもなりますけれども、現在の段階では対策本部の下部組織であります危機管理部において、事業継続計画、これは市の業務、これが蔓延した場合において市の職員が罹患するといった状況も想定されますので、そういった場合についても事業が継続できるように、これは市民の命、財産を守るということを観点に、そこを重点的に進めていく人員体制の検討、そして、蔓延した場合、または感染者が発生した場合についてのそれぞれの部署の役割分担等々についても事業計画の中で再確認をして、準備をしているところであります。

答弁でも申し上げましたとおり、道のほうにも常々確認をしておりますけれども、道内で感染者が発生した場合については一自治体ということだけではなくて、やはり北海道と市がしっかりと協力関係の中で対応に万全を期していくということで確認をとっておりますので、今後も、これは危機管理部会議については定期的に、今現状では毎週1回ずつ開催していくという予定をしておりますので、その中でさまざまな場面を想定しながら準備に当たっていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 西川議員から再質問ございましたけれども、先日、料飲店組合の組合長を初め3名の方が要望に来られました。そのときに、私、経済部長、出席させていただきまして内容を十二分にお聞きしたところです。

非常に経営が厳しいということで、現状把握をしていただいて追加支援をお願いしたいと、こういうお話でございました。

私が申し上げたのは、士別商工会議所も1,000万円支出をいただいて、プレミアム付商品券、これの今発行事業を行っていて、その中にはプレミアム率3割分、1万円で3,000円分のプレミアムについては飲食を中心ということで、そういった取り組みを行っていると。それはいかがでしょうかと、状況はというお話をしますと、やはりスナックなんかにはなかなかそこまで普及されていない、来ていただけないと、そういう実態もお話をいただきました。

それで、この飲食業組合の店舗というのは35店舗の名前を連ねて要望が来ましたので、井出経済部長は35店舗だけに追加支給することにはなりませんと。やはりやる以上はしっかりと他

の業種も調査をさせていただいて、そして全体的な状況を把握し対応策を打っていききたいということは私も申し上げたし、経済部長も同じように申し上げております。

それで、この定例会が終了いたしましたら早急に経済部の担当職員を中心に、やはり聞き取り調査をしっかりと、それ以前に商工会議所からも同じような形でも要望も上がっておりますので、そういったことも連携をとりながら内容、実態を十二分に把握させていただいて、そしてまた議会からも、もう既に渡辺議員からも御質問ございましたし、今回の西川議員もそうでありますし、数多くの議員の皆様方から御心配をされて御質問をいただいておりますので、そういう意見も十二分に把握をしながら万全の対応をとっていききたいと、このように考えているところでございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 次は、家庭ごみ処分に関して伺います。

まずは、プラスチック製品を全て資源ごみに分類するという国の新たなリサイクル案についてです。

7月、国は文房具や台所用品などのプラスチック製品を資源ごみに分類するリサイクル案をまとめました。2018年度の国内のプラごみのうち、再利用率は23%、新たなリサイクルによって再利用率を高めることを目的に、2022年度以降の実施を目指し、ことし中にも具体的制度を固めるとされています。

そこで、この国の制度変更によって、本市におけるプラスチックごみ処分への影響を伺います。一般ごみからその他プラスチックへの移行量、さらにはそれに伴う処分経費への影響をお知らせください。

とりわけ本市は昨年10月からの有料化、この手数料算定においては処分経費が大きく影響していることから、これによる手数料への影響についても伺います。

次に、本年7月のレジ袋有料化について伺います。

廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題などの課題から、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があるとし、本年7月1日からプラスチック製買い物袋が有料化となりました。これによりスーパー、コンビニなど、市内小売店においてもプラスチック製買い物袋は1枚当たり3円から5円となり、マイバッグ使用が一層進んでいるものと認識をしています。本市におけるごみの減量化に向けたこれまでの取り組みにおいても、レジ袋の減量化がたびたび課題として議論もされ、レジ袋有料化はこの地域としても望んできたところでもあります。

ただし、現下コロナ禍においては会計後の商品をマイバッグに詰める作業台、サッカー台と言われると思いますけれども、この台があるスーパーはよいとして、コンビニにおいては当然このようなスペースもなく、飛沫防止のビニールを設置、金銭のやりとりについてもトレーで行うなど感染予防に努めているこの一方、レジで荷物を詰める様子を見ると、スタッフへの感染リスクもあるのではないかと感じているところです。

減量化に向けてはマイバッグの利用は大切、一方で感染予防では現時点では有料袋の購入もしょうがないのではと思っているところでありましたけれども、埼玉県北本市における有料レジ袋にごみ袋を使うという取り組みが紹介されました。具体的には、ごみにならないレジ袋として指定レジ袋を作成、レジ袋として使用した後は燃やせるごみ袋として利用できるとのこと。もちろん燃やせるごみ袋ということで処分方法は本市とは違うなど実施条件はいろいろと違いますが、レジ袋をレジ袋だけでなく、ごみ袋の役割を付加することによって、当然レジ袋の使用量は減りますし、決して安くない本市のごみ袋が買い物ごとにばらで買うことができる。感染予防にも当然メリットがあると考えるところでありますけれども、本市における取り組みについての考えをお聞かせください。

最後に、ごみ袋のサイズについて。衛生ごみのごみ袋における新たなサイズ作成を要望いたします。

家庭ごみ有料化からおよそ1年、ごみ袋のサイズについての御意見を伺っているところです。衛生ごみのごみ袋は現行10リットル、20リットル、30リットルの3タイプが用意されていますが、最大の30リットル袋にも入り切らない場合がある。あるいは高齢の方を家庭内介護をしていて大量に排出する家庭からもサイズを大きくしてほしいという要望です。においなどから収集日には必ず出したいが入り切らないときは次の収集日までためておくか、あるいは袋は無駄になるが、新たな袋に入れての排出となります。

こういった声をお聞きしております、この声は袋のサイズアップということでもありますけれども、本市におけるごみ袋の手数料はリットル当たりの設定でありますから、私はサイズアップよりも現行のサイズより小さなサイズの用意が無駄がなくてよいのではないかと考えています。

市としても、今年度中に市民の意見聴取機会を設けるとのことですけれども、具体的にどのような方法で意見聴取を行うのか、また、これまでもこういった同様の意見も寄せられているとは思いますが、これらの声に対し、今後ごみ袋サイズの見直しなどの対応ができるのか、お考えをお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの質問にお答えします。

初めに、新たなプラスチック製品の分別についてです。

現在の容器包装プラスチック、市の収集区分でいうその他プラスチックは収集後、手選別作業などの中間処理を行った後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて、製鉄所で鉄をつくる際に使用する高炉還元剤や再生プラスチック製品の材料としてリサイクルされています。

今回の制度改正案は、これまでのその他プラスチックに加えて、本市では一般ごみで収集しているプラスチック製品を含めて回収、リサイクル処理を行おうとするものです。新たにプラスチック製品として回収されるものは、現在では埋め立て処理を行っていることから、制度改

正は埋め立て量の縮減と最終処分場の長寿命化につながるものと考えます。

このことによる本市への影響については、平成29年度から実施している組成調査のデータでは、一般ごみの中にプラスチックやゴムなどの合成樹脂類が含まれる割合は約12%となっています。しかし、この合成樹脂類の中に含まれるプラスチックの割合については、今回の制度改正に伴うリサイクルの対象とする範囲が示されていないことからプラスチックごみへ移行される量は推計できかねるものです。

また、処分経費への影響についても負担の詳細が国から示されてなく、今後の状況によって費用負担の変動も見込まれることから、現段階においては市の負担に加え、市民負担への影響について算定することは困難です。

次に、有料化レジ袋の家庭用ごみ袋としての活用についてです。

本年7月からのレジ袋有料化は、かねてからマイバッグ、ノーレジ袋運動を推進する本市としては、プラスチックごみ削減に向けた施策として評価するところです。

現在のコロナ禍では、各店舗においても新北海道スタイルに取り組む中で感染防止に努められています。サッカー台がない店舗でのマイバッグに荷物を詰める作業は、スタッフはもとより市民の感染リスクを完全に否定できませんが、マスクの着用や消毒の徹底など感染リスクを減らす取り組みにより、その危険性は低減されているものと思います。

例示のありましたごみ袋として使えるレジ袋については、新たな袋の作成経費や消費者ニーズが不明確なこと、会計時に通常レジ袋の要否のほかに指定レジ袋が加わることで店舗側の煩雑さなど、実施には解決すべき課題があります。レジ袋有料化は無料での配布を禁ずることによって消費者のライフスタイルの変革を促すものであり、マイバッグ持参の習慣化を推進することが有料化の趣旨に沿うものと考えます。

次に、新たなサイズの衛生ごみ袋の作成についてです。

衛生ごみ袋のサイズについては有料化前の排出実態を調査し、現在の3種類を作成しました。その間、市長への手紙や有料化説明会などの機会に衛生ごみに限らず、現行サイズ以外の作成を望まれる意見もいただきました。このようなことから、ごみ有料化から1年が経過する本年10月に家庭ごみに関するアンケート調査を市広報及びホームページで実施することとしており、ごみを出す頻度のほか、使用しているごみ袋や形、大きさなどの要望をお聞きしますので、その結果を踏まえて見直しの検討を行ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

地方創生臨時交付金事業についてであります。

コロナ感染拡大の影響は広範で、その影響を受けない地域、業種はないと言っていいほど深刻な事態となっております。衝撃を真っ先に被ったのは移動、外出などの自粛ムードが広がる中で客足が遠のいた観光、宿泊、飲食業などです。本市においても、地方創生臨時交付金を活

用し、いち早く事業継続応援事業、地域活性化プレミアム付商品券事業、ひとり親世帯の支援等など、第2次補正予算においても、雇用継続応援金事業、学校給食関連事業者応援事業、妊婦事業、子育て世帯応援事業などさまざまな分野に地方創生交付金を活用し、支援事業を展開してきたところです。まだ継続中の事業もあると思いますが、それぞれの事業の交付状況と評価についてお知らせください。

全国知事会の地方税財政常任委員会は、コロナウイルス対策で国が配分する3兆円の地方創生臨時交付金に関し、47都道府県の不足額が約5,000億円に上がるとの調査結果を明らかにしております。予備費も活用した臨時交付金の増額を求める提言をまとめ、近く政府に提出する予定です。本市においてもコロナ禍で被害を受けている個人事業者や市民が大勢いると思います。今回の支援事業の対象にならなかった方々への支援も必要だと思いますが、今までの支援で十分だと考えているのでしょうか。

第6弾として残りの臨時交付金を今後どのような支援ができるのかを考えていますか、お聞かせください。

また、臨時交付金を活用した本市の支援事業の該当者、事業所等への周知はどのように行われたのでしょうか。

先ほど西川議員のほうからも質問がありましたけれども、飲食店組合が市に要望書を提出したという記事を私も見ました。自粛要請は解除されましたが、お客様が戻ってこないということで経営が苦境に立たされていることだと思います。これはほかの事業者にも言えることだと思います。速やかに第6弾の支援をお願いして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から今後の支援事業について答弁申し上げ、支援事業の交付状況と評価などについては副市長から答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、全国的にも感染者が確認されており、北海道においてもクラスタの発生など日々新たな感染者が確認されています。特に7月から8月にかけては全国で過去最多となる1,500人を超える感染者が確認され、社会経済活動にも大きな影響を及ぼしました。国が調査した8月の景気実態調査では、全体的には回復傾向にあるものの、飲食関連などは悪化しており、感染症の影響は続いていると考えます。

本市は、事業者向けの事業として、事業継続応援事業、雇用継続応援事業、学校給食関係事業者応援事業などを実施しました。これらの事業は、休業要請や外出自粛、休校などにより感染症の影響が特に大きいと考えられる業種や事業者に対し、事業の継続や雇用の確保などを目的として応援金を支給するものです。

しかしながら、終息が見えない感染症の影響もあり、商工会議所などからさらなる支援に向けた要望が寄せられたところです。コロナ禍において、いまだに本市経済の回復の兆しが見通せない状況にあることは認識しており、市内事業所への聞き取りなどを行う中で、先ほど西川

議員へ答弁申し上げたとおり、さらなる支援が可能かどうか検討してまいります。

あわせて、社会情勢や景気動向、感染状況などを注視しつつ地域の特性を生かした新しい生活、社会構造の構築に向けた新たな取り組みを総合的な観点から検討してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、事業の交付状況についてです。

事業継続応援金事業と雇用継続応援金事業、地域活性化プレミアム付商品券事業の交付状況はさきの行政報告で申し上げたとおりであります。ひとり親世帯児童扶養手当受給者応援事業は、対象児童190人、128世帯に対し、8月7日にコロナ対策応援券等を交付し、不在等により受け取りをされていない1世帯を除き、交付手続は終了しております。

子育て世帯応援事業についても、対象児童1,704人、1,016世帯に対し、8月7日に同様の応援券を交付し、不在等により受け取りをされていない8世帯を除き、交付手続は終了しております。

なお、出生により対象児童が追加となった8世帯についても同様の交付手続を進めているところであります。

妊婦応援事業は61件の申請があり、交付手続は終了しております。

学校給食関係事業者応援事業は4件の事業者に対し、支給手続は終了しているところです。

次に、事業の評価についてです。

ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）応援事業と子育て世帯応援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業所等の休業による収入の減少や学校等の休業に伴い経済的な負担を強いられた子育て世帯等にコロナ対策応援券等を交付することで、その軽減が図られたものと考えております。妊婦応援事業はコロナ禍の中で妊娠・出産期を過ごされている妊産婦の方に応援券を交付することで、出産や妊娠への不安、経済的な不安の軽減が図られたものと考えております。

学校給食関係事業者応援事業は、事業者が給食業務に携わる時間を基本として、対象事業を3つに区分し応援金を支給いたしました。この事業により、引き続き安定的な事業継続の一助となったものと考えております。

事業継続応援金事業は、感染症の拡大により緊急事態宣言が発出され、北海道の休業要請に伴い特に影響を受けた業種と緊急事態宣言が延長されたことで外出自粛による影響が大きいと考えられる業種に応援金を支給しております。この事業により、コロナ禍における事業継続や感染防止対策など北海道スタイルの取り組みへつながったものと考えております。

雇用継続応援金事業は、雇用を守ることで市民生活に欠かせない交通の確保と安定的なスポーツ合宿を推進するため応援金を支給いたしました。コロナ禍において、市民や合宿者へのサービス提供を担う事業者の雇用維持の一助となったものと考えております。

地域活性化プレミアム付商品券事業は、感染症の影響を受けた地域経済の活性化と休業要請による飲食店の応援を目的として実施し、販売実績から1億2,182万3,000円の消費喚起が見込まれ、市内経済へ一定の効果があるものと考えております。現在、利用店舗など詳細にわたる調査分析を行っているところであります。

なお、この評価につきましては、市外向け販売が継続されていることや1月末まで券の利用が可能であること、販売した券が全て換金されていないことなどから、事業完了後速やかに行なってまいります。

次に、事業の周知についてです。

ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）応援事業、子育て世帯応援事業、妊婦応援事業、事業継続応援金事業、雇用継続応援金事業、学校給食関係事業者応援事業は、対象者への個別通知やホームページ等でお知らせをいたしました。妊婦応援事業は、この方法以外にも広報誌や近郊の産婦人科医療機関に案内チラシを郵送し、周知をいたしております。

地域活性化プレミアム付商品券事業の取扱店の募集は、土別商工会議所及び朝日商工会の会員への個別通知と新聞等でお知らせをいたしました。商品券の販売に関しましては、市民への購入整理券による個別通知と新聞やホームページ等でお知らせをしてきたところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） プレミアム付商品券についてなんですけれども、今、周知の関係では個別の事業者だとか子育て、ひとり親などには個別に周知したということなんですけれども、商品券の関係では新聞で周知したということでありまして。それは1回ありました。それはわかっておりますけれども、インターネットの環境にない高齢者には、なかなかどこで使えるのかということ、わからないという話も聞いております。使える店がわからないので買うのをやめたと、そういう声を聞いております。今後は周知の仕方いろいろ改善していく必要があるのではないかなと思います。その辺でコメントがあったらよろしくお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

今、プレミアム商品券を購入された方が使用されるお店がわかりづらいというお話でありました。購入された方については、その都度その都度一覧表にしたものをパンフレットのような形でお渡しをしているんですけれども、今御質問のとおり、もともとまだ買っていない方についてはどういうところで使えるのかというのは確かに情報的には不足しているかなと思います。ただ、新聞等でも使えるお店なんかもお知らせをしてきておりますが、今言われるとおり、不足する部分については改めてどういった方法がいいのか、ちょっと検討したいと考えます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移らせていただきます。少人数学級についてでありま

す。

新型コロナウイルス感染症拡大の中、子供たちはかつてない不安を抱え、6月より学校が再開し、子供たちの学びの格差と心のケアが心配なところです。新入学の1年生を初め、低学年において集団活動を通しての生活のリズムを整え、学習習慣を身につけるはずの時期が失われたことは、今後の学習において危機感を感じざるを得ない状況にあります。子供たちの健やかな発展のためには、より一層の支援が必要だと思います。さまざまな課題を抱えた子供たちが増える中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しましたが、国の責任による少人数学級は小学2年生でとまったまま、8年連続で見送られています。今年度から新学習指導要領に伴い教科書内容が一新され、英語、プログラミングなどの新たな学習も加わりました。

しかしながら、長期学校休校の影響は、子供たちはもとより、教育現場にも大きな混乱をもたらし、学校生活自体がまだまだ軌道に乗っていない状況にあるのではないかと思います。全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長は、政府に少人数編制を可能とする教員の確保などを要請、全国の小・中・高・特別支援学校の4校長会も、文部科学省に少人数学級を要望しているところです。

コロナウイルスの感染症の影響下では、子供たちの学びの保障とともに、心のサポートもしっかりやっていかなければならないと思います。困難な状況に置かれているときこそ、教職員の皆さんも含め、我々大人が最大限のサポートをしていくことが必要です。子供たち一人一人に応じたきめ細かな指導を行えるよう、少人数学級の推進が必要だと思います。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の新しい生活様式の実践例は、一人一人の基本的感染症対策として、1つには身体的距離の確保、人との間隔はできるだけ2メートル、最低でも1メートルあける。2つ目にはマスクの着用、3つ目には手洗いの励行など3点を挙げました。今回のウイルスの特徴を考えると合理的な判断だと思います。人と人との距離の確保は、新しい生活様式となっているのです。

ところが国の制度は40人学級で、そのもとでの地方独自の少人数学級は30から38人で、国の資料では、1教室20人だと最低1メートルはクリアできるが、40人だと1メートルも確保できないことを示しております。40人学級では子供の感染を防ぐための身体的距離もとれません。これから必要となる子供たちの心のケアや学習のおくれへの対応も、40人学級では難しいと思います。政府として最低1メートル、人と人との距離をあけることを新しい生活様式として推奨し、スーパーのレジでも距離をとるようにしております。学校の教室だけが身体的距離と無関係にコロナ前と同じというのでは説明しようがない矛盾です。1日で最も長い授業で座る場所は少なくとも身体距離の確保を目指すよう努力する必要があると思います。感染防止の点でも少人数学級の実現は急がれております。

文部科学省は、授業のおくれは2、3年かけて取り戻せばいい、心のケアを大切にするという方針を示しました。しかし、多くの学校が土曜日も夏休みも授業をしたり、行事を削ったり

しています。楽しいな行事も大切に、子供たちに仲間との共同の喜びと豊かな生活を保障するよう必要な処置を十分とる必要があると思います。

学校再開に当たって実施した分散登校では、少人数授業で一人一人の顔がよく見えることや授業がよくわかることを先生も子供たちも実感しました。3カ月に及ぶ休校が、学びのおくれを取り戻すため、学校の授業速度が速くなったり、ついていくのに苦労する子供たちが出てくるのではないかと心配しております。夏・冬休みの12日間の短縮では到底取り戻せないのではないのでしょうか。小6・中3の受験期を迎え、どのような対策をとっているのでしょうか。子供たち一人一人に応じた、きめ細かな指導を行えるよう少人数学級が必要です。本市でも少人数学級を実現するよう取り組んでもらいたいと思います。そのことを強く求めて、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症によって長期間の臨時休業を余儀なくされ、各学校で予定していた教育課程には大きな影響が生じました。学校の再開に当たって全道の教育長会議が開催され、全ての児童・生徒が新しい学習指導要領に示された内容を身につけることができるよう、年間指導計画の見直しや指導方法を一層工夫、改善し、文部科学省が示した学びの保障のための教育課程を編成するなど適切な対応を求めるとの要請があり、本市においても新学習指導要領も踏まえ、指導計画の見直しを行い、対応に努めてきました。

4月20日から再び学校を臨時休業し、5月18日からは学校再開に向けての分散登校を実施したものの、6月1日の再開までおよそ20日程度の授業日が失われたことから、学校によって多少の違いはありますが、平均すると40時間弱の時数不足が生じました。学校再開後は、授業時数を回復するための方策として、第2回定例会で渡辺議員の御質問にお答えしたとおり、夏休みを7日間短縮し登校日としたほか、学校行事の精選と内容の見直しにより練習時間を圧縮するなど教育課程の見直しを行ってきたところです。また、士別市教育研究会の一斉研修や陸上記録会、音楽発表会などの中止により、これらの日程や準備時間を授業に振りかえることによって、現在は不足していた時数がほぼ解消されています。一方で、運動会や体育祭などの学校行事については、できるだけ実施ができるよう調整しながら努めてきたところでもあります。しかし、インフルエンザによる学級閉鎖など、今後の不測の事態に備えるための余剰時数も必要なことから、今後の状況に応じて予定している冬休みの短縮を行うか否かも含め、登校日の設定について検討してまいります。

また、授業のおくれを取り戻すという意識が往々にして働いてしまいがちですが、基本的に当該学年の学習内容を身につけさせることが何よりも大切である中で、担任だけではなく支援員などの人材も活用し、児童・生徒へのきめ細やかな指導に努めているところです。現在のところ、この感染症が原因で登校できなくなったという子供はいないものの、登校渋りの発生や少なからずストレスや不安を感じている子供が確認されていますので、引き続き注意深く子供

たちの様子を観察しながら対応していくことを全ての学校で確認しているところです。

本年の小学1年生は、入学式後2週間足らずのうちに臨時休業を迎えることとなり、大きく出ばなをくじかれる形となりましたが、6月からの学校再開の中で学校生活にも徐々に慣れて、日々学習に励んでいます。また、小学6年生と中学3年生については、それぞれの校種の最高学年であることから、小学校・中学校ともに学び残しがないよう、特に配慮しながら対応しているところです。中でも中学3年生については、高校受験を控えている中で各校オンラインでの対応や教材提供、さらには放課後の補充学習などを含めてより充実した学習機会を確保するとともに、7月に北海道教育委員会から示された公立高校入試における出題範囲の内容を踏まえて学習に取り組むよう指導をしています。

最後に、少人数学級についてです。

感染症対策として身体的距離を確保することは非常に重要です。一方、文部科学省が定めている小・中学校の学級編制では、小学校第1学年は1学級35人以下、それ以外の学年は1学級40人以下と定められています。こうした中で、北海道教育委員会では独自に少人数学級実践研究事業を実施し、小学校第2学年と第3学年、中学校第1学年の3つの学年についても35人以下での学級編制を基本とする中で、国の基準を上回る教員の配置、いわゆる加配を行っており、本市では本年度、士別小学校第2学年と士別中学校第1学年がこの事業の研究校に指定されています。さらに次年度以降は小学校第4学年までその対象が拡大される見込みとなっています。

児童・生徒の安全・安心を担保しつつ、子供たちにきめ細やかな指導を行うには、さらに少人数での学級編制が有効であることは論をまちません。しかしながら、本市が独自の基準で学級編制を行うには、増員するための教員の確保や人件費の保障などの面からその実現は難しい状況にあり、こうした中で先般、政府の教育再生実行会議において少人数学級実現を目指すことが示されたところでもありますので、今後、教育長会などとの連携のもと、さらなる少人数学級の実現や加配教員の増員について国や道に働きかけてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 5番 喜多武彦議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） 通告に従いまして一問一答にて行います。

まず最初に、成年後見制度の実情と課題についてお伺いします。

今年度から本市の第4期士別市地域福祉計画及び利用促進基本計画が策定され、実施されておりますが、その中から実情や課題について何点か簡潔にお伺いいたします。

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人をつけてもらう制度であることは既に承知のことです。

本市の第4期士別市地域福祉計画において、今後、高齢者の増加にある状況、傾向や生活弱者である障害を持った方々の増加を見込み、本地域に安心・安全に生活を営むことをできる環境を整えるために成年後見制度の利用促進を図っていくとしています。

この制度は、高齢者社会や格差社会、さらには精神上の障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション、障害のある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会をつくるという理念とする、大変心強い制度だと考えております。

消費生活センターへの相談には、ひとり暮らしの高齢者が悪質な詐欺被害に遭った事例などが情報として把握をしていたりありますが、このような場合も成年後見制度を上手に利用することによって被害を防ぐことができる場合もあると聞いております。

まず初めに、この成年後見制度の意義と市として取り組みについての考えを伺います。

次に、制度の利用促進については、利用促進に関する法律第14条第1項において市町村の講ずる措置として基本的な計画を定めるよう努めることと規定されており、この士別市地域福祉計画41ページの中には後見制度利用促進基本計画が制定されております。その中に地域ネットワークの構築とありますが、制度的には整然と示されていますが、いずれにしても個人個人の問題として対処していかなければならないことであり、当然さまざまなサポートを受けながらではありますが、専門的な知識、職業後見人を有する成年後見人はもとより、市民後見人の育成が重要であります。安心して任せられる人材の養成のための研修、実習など、現状ではどのように進められているのか、また、利用実績も含めて伺います。

制度の利活用を強力に進めることを目的に、平成31年4月1日に士別地域成年後見センターが開設されましたが、まずそのセンターの仕組みと役割、そして運営主体はどこなのか、連携ネットワークの構築では広域3町、和寒、剣淵、幌加内と士別市社会福祉協議会で協議を進めるとありますが、中核機関の設置、本市としてはどのように対応していくのか、利用支援の中には市長申し立てと費用助成とありますが、市長申し立てのみで広域3町首長は申し立てができないのか、また、費用助成申し立てはどうかを伺います。

さらには、この成年後見制度についての周知や利用促進にかかわる啓発をどのようにされていくのかを伺い、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

初めに、成年後見制度の意義と取り組みについてです。

国の調査によると、認知症高齢者は現在600万人に迫り、精神障害者や知的障害者と合わせておよそ1,000万人の判断能力が不十分な方がいると推測されています。そのような中、全ての方が住みなれた地域で安心して生活できる社会を目指す地域包括ケアシステムの実現には成年後見制度は不可欠であるとともに、その役割はますます大きくなっていくものと考えます。

本市では、昨年4月から和寒町、剣淵町、幌加内町とともに士別市社会福祉協議会が設置運営する士別地域成年後見センターに権利擁護支援業務を委託し、総合的な相談支援体制を強化しており、本年4月から8月末までの相談実績は、相談件数が延べ279件、うち新規相談件数が22件、申し立てが行われたものが3件で、いずれも昨年同時期を上回る利用状況となってい

ます。

次に、市民後見人に関する御質問についてです。

平成12年における新たな後見人となった人の身分の割合は、配偶者や子供などの親族が91%、弁護士や司法書士などの専門職が8%でしたが、身寄りのない高齢者の増加など社会情勢が変化する中、令和元年においては親族が22%、専門職が69%とその割合が大きく変化してきています。一方で、専門職後見人に対する報酬等の費用負担の課題やより本人に寄り添った支援を目指す観点から、新たな権利擁護の担い手として市民後見人に注目が集まり、24年4月には老人福祉法が改正され、各自治体で市民後見人の活用を進めていくことが努力目標として定められました。

本市では、26年に市民後見人養成研修を開催し、13人の方に参加をいただいたほか、27年、28年及び令和元年にフォローアップ研修会を開催し、講習の振り返りとスキルアップを図っており、本年度についても10月から養成研修の開催を予定しています。

しかしながら、昨年、市民後見人が選任されたケースは全国で296件と全体の1%にすぎず、本市においても実際に市民後見人として活動されている方は1名です。その要因として、市民後見人の活動に不安を感じている方が多いことから、現在、後見センターに相談員を配置し対応しておりますが、今後新たに市民後見人を目指す方については、法人後見と一緒に活動することで徐々に後見業務になれていただくなど取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、後見センターの役割についてです。

1市3町と土別市社会福祉協議会の協議の結果、本年4月1日から後見センターを中核機関に位置づけることとしました。これにより今後は後継センターが中心となって地域連携ネットワークをコーディネートしていくこととなりますので、本市といたしましても、各関係機関と連携を図りつつ、地域全体を見据えた権利擁護支援や成年後見制度の利用促進に取り組んでまいります。

次に、市長申し立て制度についてです。

この制度は首長申し立てとも呼ばれ、申し立てを行うべき親族等がない場合に市町村長が後見人の申し立てを行うものであり、3町においても各町長が申し立てを行うことが可能です。近年は身寄りのない高齢者の増加などにより件数が増えており、本市においても昨年度2件、今年度1件の市長申し立てによる決定がなされていますが、昨年以降3町で申し立てを行ったケースはないものと承知しています。

次に、費用助成についてです。

後見人の申し立てに当たっては、診断書の取得や収入印紙代など1万円程度の費用がかかるのが一般的ですが、審判に際し鑑定が必要となった場合には10万円を超える場合もあります。また、後見人が選定された場合、家庭裁判所が本人の負担能力に応じた後見人報酬を決定することとなりますが、おおむね月額2万円から3万円程度となる場合が多いとのことでした。

本市では、費用負担が後見制度を利用する妨げとならぬよう、低所得者を対象とした助成制

度を設けており、昨年度の実績では、申し立て費用として3件、約7万円、後見人報酬として2件、24万円をそれぞれ助成しています。

次に、周知や利用促進にかかわる啓発についてです。

制度への理解と関心を持っていただくため、昨年度は自治会や老人クラブへの出前講座及び介護事業所や金融機関への制度説明会などを延べ87回行いました。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで出前講座や説明会は行えていませんが、来月から始まる市民後見人養成研修への取材やパンフレットなどを活用し、周知啓発活動を行ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○5番（喜多武彦君） 再質問いたします。

確認も含めてですけれども、平成26年から13人の参加の現状があって、今、その育成に関しては、継続されているのが、聞き間違いかもしれないけれども、現状1人しかいないというのがさっきの答弁なのかなと思いますけれども、これをやはり今後増やしていく必要があると考えております。その周知の方法としての説明をいただいたんですけれども、まだまだ周知が足りないのではないかなということが1点ありますので、その辺のことについてお伺いしたいということと、それから、広域3町の首長も可能ですよということではありますが、現状ではまだ申し立てがないということの理解をしました。現状の中でいくと、やはりその広域になっていくと士別市社会福祉協議会の役割が非常に大きくなるのではないかなと思っています。その社会福祉協議会への業務の負担過多においては本市としてはどのような支援をしていくのか、されているのか、その辺も、この2点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

まず1点目であります。市民後見人の今活動されている方が1名ということで、これはあくまでも裁判所のほうから市民後見人として認定された方ということになります。それで、今回10月からまた市民後見人養成研修ということでありますけれども、今、社会福祉協議会のほうでは10名程度、今、事前説明会という、しっかりと市民後見人の役割等々について御理解をいただいた中で研修をやはり受けていただきたいという思いから開催しておりますけれども、10名ほどの方に説明会に参加していただいているといった状況であります。

この周知については、士別市のみならず、和寒、剣淵、幌加内のほうで、それぞれ民生委員の方だとか、そういった市民後見を担っていただけるような方について中心にというか重点的にお声をかけていただいていると承知をしているところであります。

それから、社会福祉協議会のほうに負担がかかっているのではないかとということでもありますけれども、これは、権利擁護業務についてはそれぞれの市・町でまずは権利擁護業務というものは担っております。それで第一義的な窓口というのはそれぞれの町で担うことになっておりますので、その中で中核機関としてさまざまな機関と連携する必要があるだとか、調整をし

ていただく必要があるだとか、相談する場所として社会福祉協議会がこの業務を担っていただいておりますので、これは全て社会福祉協議会にお任せするといった業務委託の内容でございませので、それぞれの市・町と社会福祉協議会がそれぞれ連携しながら、協議を行いながら進めていっているということでありますので、現状において社会福祉協議会のほうに過度な負担をかけているといった状況ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○5番（喜多武彦君） 今の答弁の中でもう1点だけ質問させてください。

いわゆる民生委員のことが出ましたけれども、民生委員も非常に少ない現状の中で、一つの自治会ではなくて、いろんな自治会を見ながらという方が増えていく状況を考えてときに、私も部長がおっしゃったとおり、民生委員の方が一番この制度の中にはぴったりはまるのではないかなと思うんですけども、そんな方々に説明をしていったときに例えばどういう反応があったのか、前向きな感じはあるんでしょうか。当然やはり進める中において、後見人を進める中において、専門職はもとより民生委員が一番近く現状、戸別訪問していきながら、認知症の方あるいはひとり世帯の方、高齢者の方というのが一番よく理解していると思うんですけども、民生委員の方の反応をお聞かせていただいて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

個別具体的に民生委員の方からの反応といった部分については、お答えできるものは今持ち合わせておりませんが、例えばこの民生委員ということで、この社会福祉協議会を中心に各町と市民後見人の養成のあり方について協議する場において、例えばその民生委員の皆さんだとか、ある程度市民後見人という部分にやはり関心を持っていただいて、その受けた後に市民の方にそういった支援をしていく、そういう気概を持っている方というのはやはり民生委員ではないかということで話が進んでいるという状況なものですから、個別具体的にこういう形で民生委員の方に協力を要請しているといった状況ではない状況なものですから、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 喜多議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） それでは、次の質問に入ります。次の質問は、市立病院の新経営改革プラン及び今後の病院経営についてお伺ひしたいと思います。

さきの報道機関のほうでもいろいろと報道されており、皆さんも十分承知しているところはあると思うんですけども、通告どおりの質問をさせていただきたいと思いますので、御承知おきをいただきたいと思います。

病院は現在、長島院長管理者のもとで病院関係者が一丸となって新経営改革プランのもと、日夜問わず運営管理、さらには経営に取り組んでいることは市民の安心・安全のために大変心強く、ありがたく思うところであります。

そのような中で、先般配付されました新経営改革プラン、平成27年から令和元年実施分までの実績報告が出されました。この中から何点か質問させていただきます。

実績報告の中にも、また新聞報道にもありましたように、元年度の純利益が2,800万円となったことの要因として、また、取り組みとして幾つか挙げられておりますが、まず経営の安定性、病院機能の明確化を挙げている中で、名寄市立病院との連携を基軸として地域医療連携推進法人が設立をして、経営・医療の基盤をつくることとありますが、現状どのような体制で法人活動が進められているのか、また、効果はどうか、お尋ねをします。

また、病院機能強化として、言語聴覚士の採用、リハビリ体制の強化をいかに図ってきたのか、さらには、在宅医療をどのように充実してきたのか、また、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、医師確保対策ですが、医師就業支度金貸付制度の利用状況と今後の医師確保についての考え、また、地域医療連携法人との関係について、さらには、看護師の確保対策としての奨学金制度がありますが、その利用状況と市立病院への就職についてお尋ねをいたします。

さらに、利益確保についてお伺いをいたします。

まず元年度の収益の主な要因としてお伺いをいたします。今後、人口減少や高度・高価な機器の導入による診察体制など収益確保について困難な状況が予想されます。今後とも効率的な運用や病床の編成などに取り組むとともに、今後策定されると思います改革プランへの継続が重要だと考えますが、今後の考え方及び対応についてお伺いをいたします。

最後に、病院経営は医師・看護師の確保や医療・診療科目体制の充実はもとより、患者へのサービス向上は欠かせないものであります。とりわけ高齢者が多く受診する状況から待ち時間や移動などの配慮は今後とも継続して取り組むものであると思われれます。今後の病院経営について考えをお聞きし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） ただいまの質問にお答えします。

初めに、地域医療連携推進法人の活動状況についてです。

士別市と名寄市が参加し、両市立病院で設立の準備を進めてまいりました上川北部医療連携推進機構について、9月1日付で地域医療連携推進法人として北海道知事の認定を受けたところです。

この法人では、上川北部地域における地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの実現に寄与するため、急性期から慢性期までの医療を安定的に提供することを目指しており、診療機能等の集約化、分担、強化、病床規模の適正化に向けた検討を行うほか、医療機器等の共同利用、医療材料・薬品等の共同交渉や共同購入、委託業務の共同交渉、電子カルテなど連携業務の効率化、医療従事者の派遣、人材育成、人事交流、入院患者の在宅医療への円滑な移行への連携、医師の働き方改革への対応などの推進を図っていこうとするものであります。

代表理事には名寄市立総合病院の名誉院長である佐古先生、理事には両病院の事業管理者、

院長、副院長が就任しており、事務所は名寄市立総合病院内に置いております。具体的な活動はこれからとなりますが、両病院が協議する中で、さきに申しあげました業務を順次推進してまいりたいと考えています。また、この地域医療連携推進法人を通じて両病院の連携がさらに強化されるとともに、上川北部地域における地域医療の提供に貢献できるものと考えています。

次に、在宅医療の充実についてです。

高齢化により通院が困難となり、訪問看護、訪問リハビリといった在宅医療を求める患者が増加していることなどから、平成30年1月には市立病院訪問看護部門のステーション化を図り、士別市立病院訪問看護ステーションあゆみとして、他の医療機関からの需要にも応えられる体制をとったところであります。

また、リハビリテーション部分においては、平成29年度には1名、30年度は2名の理学療法士、作業療法士を増員するとともに、令和元年度には新たに言語聴覚士1名の採用を図り、高齢化する入院患者への対応、訪問リハビリテーションへの対応に当たっているところです。特に、高齢の患者が多いこの地域では、言語聴覚士による御家族を含めた摂食嚥下指導を行うことで、早期退院、在宅復帰に向けて効果を上げております。訪問リハビリテーションについては、経営改革プランのスタートの平成27年度では、訪問件数が年間84件でしたが、令和元年度では年間1,224件と大きく拡大が図られています。今後もこうした需要に対応してまいりたいと考えています。

次に、医師確保対策についてです。

地方の病院にとって常勤医師を確保することは非常に困難であり、昨年4月には500万円を限度とした医師就業支度金貸付制度を創設し、若手医師の確保を目指しておりますが、現時点においてこの制度が利用される状況にはなっていません。大学医局からの派遣はもとより、北海道や各種医療機関団体あるいは紹介業者を通じて医師確保に当たっているほか、院長もみずから本州に出向くなどの取り組みを行っていますが、なかなか実を結ばないのが現実です。

しかし、知己を通じた地道な取り組みから、本年4月には前旭川市立病院長の子野日先生、9月には名寄市立総合病院の濱田先生が着任となりました。現在も数名の先生方にお声がけをさせていただいています。即答はなかなかいただけませんが、小さな御縁を頼りに地道な勧誘活動を続けていくしかないものと考えております。

また、医師確保と地域医療連携推進法人との関係についてですが、これまで名寄市立総合病院からは小児科のサテライト方式による外来派遣、循環器内科分野における外来派遣、当直業務における救急外来派遣など多くの支援を受けていますが、法人としても派遣体制の整備、人事交流を掲げており、こうした取り組みがより進めやすいものになると考えております。

次に、看護師確保対策としての修学資金の貸し付けについてです。

経営改革プラン期間、平成27年度からの状況では新規に8名の方に貸し付けを開始しましたが、残念ながら2名の方が途中で看護師になる夢を断念され、貸し付け期間を満了した4名の方については全員が当院での採用となり、現在2名の方が在学中となっております。近年は看

看護師職についても確保が困難な状況になってきています。安定した人材確保のためにもこの制度の活用を図ってまいります。

次に、収益確保と経営改革プランなど今後の考え方、対応についてです。

令和元年度においては、入院収益は患者の減少に加え、診療内容の変化に伴い、前年度と比較し7,200万円の減、外来収益は患者数の減少が大きく影響し5,800万円の減となる中、訪問リハビリ・訪問看護に係る収益が1,000万円の増となったほか、費用面では薬品費や診療材料費の減少もあり、2,800万円の純利益となりました。

現在の病院経営改革プランについては令和2年度が最終年度となります。3年度を初年度とする新たな計画を今年度中に策定する予定となっています。議員御指摘のとおり、人口減少に伴う患者数の減少など、今後どう収益を確保していくのか、困難な状況が予想されます。これまでも改革プランに基づき名寄市立総合病院との連携を深める中、急性期中心から回復期、慢性期を中心とした医療体制へと変えてきておりますが、今後においても患者数に応じた病床体制の見直しは絶えず図っていかねばなりません。費用の圧縮についても同様で、上川北部医療連携推進機構を通じ、医療機器等の共同利用、医療材料・薬品等の共同交渉や共同購入、委託業務の共同交渉といった取り組みをさらに推進していかねばならないと考えています。また、経営の効率化のみではなく、以前よりは改善状況にあると認識していますが、診療の待ち時間の短縮など、患者サービスの向上についても意を配してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前11時52分休憩）

（午後1時30分再開）

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

16番 遠山昭二議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） 令和2年第3回定例会に、通告に従い質問いたします。

重度障害者への支援についてお伺いいたします。

平成5年4月に障害者基本法が公布され、その基本理念として全ての障害者は個人の尊厳を重んじられ、それにふさわしい処遇が保障される権利を有するものとされています。全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、この理念は既に19世紀初めから北欧、イギリスで発展し、福祉国家建設におけるの基本となるノーマライゼーションに沿ったものであります。それから200年余りを経て、我が国は憲法で平和主義と並んで福祉国家の建設を訴え、やっとな障害者に支援の手を差し伸べ

るなど、あまり関心はなく、お粗末な国柄でもありました。

今日の市町村の実態を見ると、道路を初め公共施設がおおむね完備して、ただ何を優先して行うべきかが残っているだけではないかと思います。地方分権は選択と創造の時代と言われていいます。これからの市町村行政を公共事業から福祉重点の施策に転換すべきではないかと思います。人権尊重の立場から障害者問題にかかわる予算を増額し、もっと愛のある支援の手を差し伸べ、共同の認識を持つことが人権尊重、福祉国家建設のキーワードとなるのではないのでしょうか。

そこで以上の考えを踏まえ、重度障害者への支援について伺いいたします。

昨年の第3回定例会においても、障害者福祉について質問いたしました。本定例会では重度障害者の経済的な支援について質問いたします。

重度障害のある方に対する医療支援、重度障害者医療助成制度がありますが、この制度は心身に重度の障害のある方の医療の一部を助成するという北海道の事業で、その内容は、重度障害のある方が通院する際の自己負担について、市民税課税世帯の方は月1万8,000円を上限に1割負担となります。市民税非課税世帯の方は、初診料の580円以外、自己負担なしで受診することができる制度と認識しており、障害のある方にとって非常に優しい制度だと思います。しかしながら、訪問看護を利用した場合は、市民税課税世帯では通院や入院の際の取り扱いと同じですが、非課税世帯の場合は月8,000円を上限に1割の自己負担が発生し、交通費の実費分を加えて月に約1万円の医療負担となり、負担が大きいと聞いております。

この訪問看護にかかわる自己負担について、札幌市では独自の支援策として北海道が制定している上限額よりも低く制定し、障害のある方の経済支援を行っていると聞いております。本市においても重度障害のある方の在宅生活を支援するために、上限額を下げることができないか伺いいたします。

次に、昨年もお聞きしましたが、移動に関する支援についてですが、障害者の移動支援としてハイヤー料金助成事業によって外出支援を行っているほか、通院時にヘルパーの介助が必要な方を対象に要援護者通院交通費助成事業を行っているところですが、通院に際してはこの2つの制度を最大に活用できないか、急な受診の場合、要援護者の通院交通の支援は受けられないことや外出にはハイヤーチケットの交付のみ、賄い切れず交通の負担が重いと話も聞いております。障害福祉サービスの移動支援事業など、非課税世帯では自己負担がなく移動の際の介助が受けられるサービスがありますが、交通費については実費負担ということで、障害のある方が自宅で生活する上で負担なく自由に外出でき、交通費を含め新たな移動支援が必要と考えますがいかがでしょうか。伺いいたします。

また、障害がある方は各種申請手続に役所に行くことは、ハイヤー料金の負担もあることから、書類の提出が必要な場合には返信用の切手を張った封筒を同封するなど対応することはできないか、伺いします。

以上で障害者の質問といたします。 (降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 遠山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、重度心身障害者医療費助成制度の指定訪問看護料金の上限額についてであります。

本市では、医療保険で指定訪問看護を利用した場合の自己負担割合は1割で、市民税課税世帯の月額上限額は1万8,000円、非課税世帯については月額上限額が8,000円となっています。この要件は北海道の基準に準拠しており、道内35市のうち札幌市を除く34市が同様の扱いとなっています。

また、医療費に係る自己負担額については、北海道と市町村で2分の1ずつ助成を行う制度となっています。訪問看護利用者が住みなれた環境のもと暮らせるよう、療養生活の支援を受けるためには継続的に利用料を負担していく必要があります、利用頻度によっては経済的負担が過重となる場合もあります。

この制度は重度心身障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の一部助成を行っている北海道医療給付事業であることから、制度の拡充を行うよう市長会を通じ要望してまいります。

次に、重度障害者の通院、移動支援についてです。

本市における重度障害者の外出支援策としては、議員お話のとおり、ハイヤー料金等助成事業のほか、要援護者等通院交通費助成事業を行っています。障害のある方の移動支援については在宅で生活する上でとても重要な支援と考えております。負担なく自由に外出できる交通費を含めた支援策については、その対象として、障害のある方のみならず、要介護の高齢者も含め、その対象基準の設定等課題も多く、面積的にも広大な本市全体での利用を考えると、現時点では財政面を考慮しても難しいものと考えています。

障害福祉サービスの利用については、利用者の意向に最大限沿えるよう、相談支援専門員にサービス利用計画を立てていただいているところでもあり、外出にかかわる支援についても専門員によく相談する中で、まずは今ある障害福祉制度を最大限活用していただきたいと存じます。

次に、各種申請手続への支援についてです。

市の各種サービスの提供については申請に基づくものが多くあり、障害福祉サービスに関しても同様ですが、申請時には障害内容の確認や他のサービスの紹介など申請書類の提出のみで完結する手続は少なく、ワンストップでさまざまな支援につなげるよう対応しているところであり、可能な限り御本人や御家族などに来庁をお願いしているところです。

しかしながら、重度の障害のある方などについては、これまでも状況によっては職員が出向くなど、障害特性に合わせた対応を行っており、今後とも障害のある方に寄り添いながらきめ細かな対応に努めてまいります。

また、簡易な申請などについては、市民自治部市民課が窓口として高齢者や障害のある方のうち、御本人及びその御家族が市役所に出向くことが困難な方に対する宅配行政サービスを行

っていますので、お気軽に御連絡いただきたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 遠山議員。

○16番（遠山昭二君） 1問だけちょっとお伺いします。

士別市の障害福祉基本計画第3章に生活支援とありますけれども、先ほどハイヤー代だとか、そのかわりに燃料券も出てきていると思います。こういう形で重度障害者には大変生活するのも苦労というか大変だと思いますけれども、この中を見ると、支援、何々に支援する、支援体制はあるんですけれども、そういう生活困窮の人に対して助成というのはなかなか出てこないけれども、助成も大変だと思いますけれども、そういう方は今まで相談に乗っていていなかったかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

先ほどの燃料券につきましては、福祉ハイヤー利用助成制度の中で重度の障害で通常の車両には乗車できないということで、御自宅の車を改造されて移動されている方もいらっしゃるということで、福祉ハイヤーの条件に合致していてもハイヤーチケットを使えないといった方に限定させていただいて、燃料チケットを交付しているといった事業でございます。助成という部分ではありませんが、重度の障害のある方については特別障害者手当あるいは障害児福祉手当、こういった手当制度も、これは国の事業でございますけれども、国が、市のほうも一部負担をしながら支援をしているといった内容もございます。

また、福祉ハイヤーというのは、これは障害のある方に限定したサービスということで今実施してございますので、要援護交通費の通院にかかわる今回の御質問の件については、介護を必要とする高齢者の方も一緒にこれを使っている制度ということで、この部分については、今その制度を使っている高齢者の方については50名ほど要介護5、4という方がいらっしゃると思いますので、そういったところも公平公正に考えた場合については、先ほど市長から答弁があったように、現段階においてこれを拡大、助成を拡大することについては財源的にも難しい状況ということで考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 遠山議員。

○16番（遠山昭二君）（登壇） 次に、最終処分場についてお伺いいたします。

ごみ対策の現状と今後の対応についてお伺いいたします。

本市でのごみ処理については、ごみ減量化の取り組みとして平成3年から再生資源利用促進法の制定に伴って、缶だとか瓶9分別の実施、その他ペットボトル、紙パック、その他プラスチック、紙類、生ごみ、衛生ごみなどの分別を実施して減量化の、埋め立て量の削減を図ってきたことは既に御承知でございます。

本市のごみ処理については、昭和58年から計画期間を大幅に上回る34年間にわたり利用され

てきた一般廃棄物処分場の利用をやめて、新たな最終処分場、環境型社会の拠点として平成29年4月から新たに士別市環境センターの建設、供用を開始しました。

昨年10月1日からは生ごみの有料化に加え家庭ごみの有料化を実施、ごみ減量や区分、分別、資源化を推進し、収集処理、処分のごみ処理全般の費用の縮減と埋め立て量の抑制によって処分場の長期使用を図るとしてはありますが、ごみ有料化による影響、例えば負担増に対する意見や苦情、要望、さらには不法投棄の増加など、市民生活に直接かかわることとし、市民の声をどのように聞いていくか、その声をどのように反映していくのか、お伺いいたします。

また、本年9月で有料化を実施してから11カ月になります。約1年のごみ減量の状況、計画処理経費と現状処理費の比較についてお伺いいたします。あわせて、今後の業務について経済性や効率性の向上について取り組まれてきたことがあればお聞かせください。

ほかに、粗大ごみの状況及び有料化に伴うごみのポイ捨てなど不法投棄の実態についてお伺いいたします。

今、コロナウイルス感染症などにより、各家庭でのホームシティという現状から、不要なものの処理を盛んにしていると聞いていますが、特に粗大ごみの排出が多いと聞いております。その実態及び現状について、過去3年間の比較と今後の対応についてお伺いいたします。

また、相変わらずごみの不法投棄も後を絶たない状況ですが、特に国道・道道以外の道路や空き地など不法投棄禁止の看板などを設置しておりますが、現状は監視など定期的に行われていると聞いておりますが、実際に行っているのでしょうか。また、キャンプ場や行楽施設においても、ごみの処理について、一般ごみの袋、生ごみの袋、プラの袋の1枚1枚の値段をつけて、また3点セットにして販売し、行楽観光客やキャンプ利用者の協力を図ることも必要だと思っておりますけれども、お考えをお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、ごみ対策の現状と今後の対応についてです。

昨年10月から実施した家庭ごみ有料化は、市民生活に直接かかわることであり、この間、市民説明会や地域政策懇談会等の機会の説明するとともに、負担増に対して市長への手紙などで意見や要望をいただいていたところです。今後のごみ減量化懇談会や市長への手紙などを通じ、寄せられた市民の声については、ごみ処理対策に反映させ、取り組んでまいります。

また、さきの西川議員にもお答えしたとおり、有料化から1年経過する本年10月に家庭ごみの排出回数やごみ袋の形状などについてアンケート調査を行うこととしており、この結果に基づき今後の効率的な収集体制を検討するとともに、収集回数の平準化についてもあわせて検討してまいります。

次に、有料化後の排出状況についてです。

有料化前後の10カ月間で比較しますと、有料化前の平成30年10月から令和元年7月までにおける一般ごみの排出量は1,930トンでした。対して有料化後の令和元年10月から令和2年7月

までは1,373トンとなっています。率にしますと前年比29%の減、量にして557トンの減となっています。また、家庭ごみ有料化実施計画における令和元年度の処理経費は1億7,401万4,000円と推計しており、実績では1億6,749万円となったことから、652万4,000円、4%の減となったところです。

次に、粗大ごみの状況と不法投棄の実態についてです。

粗大ごみについては有価物となる鉄類を取り除いた後、愛別町外3町塵芥処理組合へ委託して焼却処分を行っています。過去3年間の粗大ごみの搬入量と処理量ですが、平成29年度の搬入量は312トン、処理量は186トン、30年度は搬入が517トン、処理が186トン、令和元年度は搬入が519トン、処理が278トンとなっています。今年度においては新型コロナウイルスの影響による外出自粛で、在宅での片づけもあり増加傾向にあります。

また、ことしの不法投棄については8件発生していますが、冷蔵庫やテレビなどの家電リサイクル対象製品や処理困難物の廃タイヤなどであり、有料化に伴うポイ捨て等の増加は見られないところです。不法投棄対策としては、看板を不法投棄やポイ捨てがされた場所や地域要望を受けて16カ所設置し、定期的に現況確認を行っており、その地点における不法投棄は現在のところありません。今後も日ごろから不法投棄の発生を防止するため、引き続きパトロールを行うほか、警察などとの関係機関とも連携を密にまいります。

次に、キャンプ場などでのごみ袋販売についてです。

市が設置しているキャンプ場では、ごみの持ち帰りを基本として利用者に周知しているところであり、行楽施設には利用者のごみ箱を設置しています。キャンプ場で発生したごみを指定袋で排出することは、袋の代金を収受する管理人を常駐させることの問題や集積場の設置など施設管理者との調整が必要なことに加え、排出者の多くが市民ではないことから、適正な分別などの課題があることと思います。

このようなことから、施設利用者に対しては引き続きごみの持ち帰りを基本とするとともに、強くごみの引き取りを希望する方については指定袋の使用を要しない環境センターへの直接搬入で対応するよう施設管理者とも調整し、啓発に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をいたします。

学校施設の老朽化は全国的な課題であり、古くなった建物の計画的かつ効率的な修繕による長寿命化が求められてきております中、本市においてもこのほど完成した土別市学校施設長寿命化計画は大いに関心を寄せていた計画でありますことから、まずは本計画について質問をいたします。

本計画には学校ごとに施設の状況や課題が明記されており、校舎の劣化状態を画像とともに掲載するなど視覚的にも非常にわかりやすい内容となっておりましたことから、改めて一日も早い修繕の必要性が見てとれるわけですが、こたびの計画は概要の記載がほぼほぼで、実施計

画が伴っていないなど、率直に申し上げて非常に残念です。検討の経緯も含め、疑問を呈したい箇所が散見されますけれども、肝要なのは実際にいつ何を、もしくはどこから取りかかり始めるのかというところであるかと思えます。上位計画との整合性と言われるけれども、具体的にどこで整合性がとれば時期的な話に向かえるのでしょうか。いずれにしても2020年からの計画期間は既に始まっておりますことから、実施計画に向けての検討はいつからなされるのかをお知らせください。

なお、財務省が自治体の事後的修繕体質を予防的修繕に変えていくために、長寿命化対策に取り組む自治体に国の補助金を優先的に配分したり、補助率を上げたりする改革を行うことを示唆しているという文献もありましたことから、本市といたしましても、事後的修繕から予防的修繕へという関係各位の意識改革が求められていることをどのように捉えられているのかについても見解を求めます。

関連しますことから、朝日中学校の耐震化について続けて質問をいたします。

朝日中学校は本市で唯一耐震化がなされていない学校施設ですが、経費節減の兼ね合いも含め、朝日中学校の基本計画と学校施設長寿命化計画をあわせて策定する旨が平成30年の第2回定例会において説明されておりました。朝日中学校について、検討の経緯や進捗と経費の節減にどのようにつながるのかもお知らせ願います。

次に、GIGAスクール構想に向けた学校施設の設備環境について伺います。

1人1台のタブレット端末ということで、機種を選定や回線業者の選択など来年度からの始動に向けて準備が進められていることと思えます。そこでまずは現在の進捗や経過についてをお知らせ願います。

そして、このタブレット端末についてですが、学校で一括管理するものなのか、もしくは持ち帰りを認めて個人での管理になるのか、いずれかによっても必要とされる設備環境の内容が変わってくると思われると思います。充電などに必要な電気等の設備ですとかセキュリティ対策も含め、どのような想定と試算が出されているのでしょうか。ランニングコストも含めてお知らせ願います。

最後に、インフルエンザの予防対策として、学校施設に光触媒の活用を検討を願いたく質問いたします。

古くは1970年代より報告が挙げられております光触媒の技術は、1980年代の深刻な環境汚染を背景に空気浄化としての研究開発がなされ、空気清浄機が実用化されました。90年代に入ってから建材分野での応用が進み、2000年代には室内照明で抗菌・抗ウイルス効果を発揮する光触媒へと技術開発が進められております。

2007年から2012年にかけてNEDOと呼ばれます国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構により産官学プロジェクトが発足。この循環社会構築型光触媒産業創成プロジェクトにおいて、空港や病院といった公共施設での実証試験の研究結果が報告されており、その際の資料を今回NEDOから許可をいただきまして参考資料として挙げさせていただきます。

した。

技術の進歩は目覚ましく、近年では光触媒による抗ウイルス効果の実証を得た、ありとあらゆる製品が次々と商品化され、入手が容易なものもたくさんあるようです。本来であれば学校施設長寿命化計画の実実施計画にあわせて学校施設の修繕時に光触媒を用いた建材の活用というお話をさせていただきたかったんですけども、そちらに関しましては適切な時期に改めますので、今回は直近の感染症対策として今ある財源でも取り入れることが十分に可能と思われるます光触媒の活用について質問いたします。

新型コロナウイルスとインフルエンザとの同時流行が懸念されております今期は、いつも以上に対策を講じる必要があると誰しもが感じていることと思います。光触媒の中には大きな財源を要する大がかりな工事を伴わないものもあり、スプレー剤によるコーティングもその一つです。さきの第2回定例会で、かつて本市でも消臭のために光触媒のスプレーを用いた経緯があるとの御答弁をいただきましたけれども、そのスプレーにも抗ウイルス効果の実証データがかねてより示されておりました。多種多様な製品がありますことから、選定次第では学校判断として取り入れていただくことも十分可能ではないかと考えますし、そのためにもこういうものがあるというまずは情報の共有が必要で、教育委員会として推奨していただくのもその一つの方法ではないかと思えます。

今期保護者はもとより地域が望むのは、子供たちを安心して学校に通わせることのできる学校施設内の環境、とりわけ感染症に対する予防対策であります。前向きかつ意欲的な答弁を心から望みます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

全国的に高度経済成長期を中心とする時期に建設された施設が老朽化し、整備需要が増す中、本市の施設も同様に改修等が必要な時期を迎えています。

本市の財政状況にあつては、学校施設に限らず市が保有する全ての公共施設の現在の状況や将来の見通しを踏まえた上で市民サービスの提供を確保するため、士別市総合計画への反映を前提とした士別市公共施設マネジメント基本計画を策定しています。また、今回策定した長寿命化計画は学校施設全体の状況を把握することを目的としており、整備の時期についてはこれらの計画と整合を図った上で決定してまいります。

次に、公共施設の管理の考え方についてです。

士別市公共施設マネジメント基本計画では、従来の事後対応型から予防保全型に転換することにより建築物の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの抑制に努めることとしておりますので、同様の考えに立ち、国の補助金等についても最大限活用できるよう予防保全型の管理を行ってまいります。

次に、朝日中学校の耐震化についてです。

朝日中学校は市内の小・中学校で唯一耐震化が終わっていない学校であり、士別市小中学校

適正配置計画では平成30年度から令和6年度までの第2期において耐震化を進めることとしております。

一方で、士別市公共施設マネジメント基本計画では平成29年度から令和7年度までの第1期において学校のあり方を検討することとしていますので、児童・生徒の人数が大幅に減少していることも踏まえ、今後の中学生となる子供の保護者を中心に来月から協議を開始し、検討を進める中で最終的な方針を決定する考えです。

なお、体育館については上士別小学校と中学校のように隣接する糸魚小学校の体育館を共有することを含めて、現在の生徒数に見合った校舎とすべく協議してまいります。

次に、GIGAスクール構想における進捗や経過についてです。

児童・生徒が1人1台使用する端末については、今月1日入札を終え、仮契約を行ったところであり、今年度中の納品を予定しています。

この端末は、学校での一括管理を基本とし、特定の教科にかかわらず、日常的に学習活動で用いることとなりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより再び臨時休校せざるを得ない場合で、各家庭に通信環境や端末がない場合、機器を貸し出すことも想定しています。充電等に必要な電気設備については、端末充電キャビネットの設置とあわせ、必要な電源工事をを行います。また、この端末の基本ソフトであるオペレーションシステムは、インターネット上で更新作業やセキュリティ対策を自動で実施するため、ウイルス対策ソフトが不要であり、セキュリティ対策の費用は発生しません。各学校において端末の使用時間や使用方法も異なり、正確な電気料積算は難しいところではありますが、端末1台当たりの標準的な消費電力などをもとに次年度必要となる電気料の概算を把握し、予算に反映してまいります。

最後に、インフルエンザ対策に向けての光触媒の活用についてです。

光触媒の分野における技術革新によりさまざまな研究が行われ、ウイルスに対して効果を発揮しているとの情報もあることについては、さきの第2回定例会での苔口議員の質問でお聞きしたところです。しかし、一般的には広く普及している状況にはなく、施工する内容等によってはコストの課題もあるとの情報も得ています。また、さまざまな製品が発売されているがゆえに、どのような製品をどういった形で取り入れればよいのか、どのくらい効果が続くのか、期待した効果が得られないことはないのかなど明確になっていないことも多いため、现阶段で教育委員会として推奨することは難しいと考えます。今後、製品の詳細や期待される効果が明らかとなり、一般的な利用が図られた場合には改めて導入の適否を含めて検討してまいります。

文部科学省が作成した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式では、まずは手洗い、せきエチケット、清掃などの徹底について示されていますので、子供たちの安全・安心確保のため引き続き感染症に対する予防策に取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 再質問させていただきます。

まずは長寿命化計画についてです。

公共施設マネジメント計画ですとか、もろもろの上位計画と整合性をとということで御答弁いただきましたけれども、それは公共施設マネジメント計画を立てる際に、この長寿命化計画をあわせて策定の時期を検討するという認識でよろしいでしょうか、確認です。

それともう一つ、光触媒の件でお伺いします。

まだまだ一般的に普及されているものではなく、どういったものかが、効果がわからないという現状においてという御答弁だったかと思いますが、わからないものを教育委員会としては調べてはまずいただいているのでしょうか。どういったものがあって、どういうふうな検証結果もある、こういう状態にある、ここがわからない、もろもろまず調べていただくことが先決かと思いますが、そちらについても御答弁いただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

まず長寿命化計画についてでございます。

この長寿命化計画については、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、学校の現状の把握をまずするという、そしてそれらに基づいて後にどういうふうな手法をとっていくか。そういったことで公共施設マネジメント計画を立てたときに整合が図られているのかということもございしますが、なかなかそこを全てうまくリンクさせられたかどうかということでは、少しそういうふうにはなっていないとは思っております。ただ、あくまでも長寿命化計画は今の現状の土台となるべきものでございます。そういったことから公共施設マネジメント計画あるいは一番の頂点となる総合計画、これらを勘案しながら進めていきたいということで考えております。

それから、2つ目のインフルエンザ対策に関してということでございます。

私どもも少し、なかなか情報がない中で調べさせていただきました。まずインフルエンザ対策ということで、その光触媒、まずは大がかりなということで、議員からも今御質問でございましたけれども、我々の少し調べたところでいけば、ある程度効果を持続させるということになりますと、おおよそということでありますけれども、その光触媒を施工していくということになると、学校でいうと1教室当たり約60万円ぐらいかかるのではないかと試算もしているところ です。

また、製品をつくっているその業者の方からも少しお話を伺うこともありました。そのような中では、インフルエンザ対策ということでございますけれども、実はその確認をさせていただいた業者の製品に関しては、例えば医薬品医療機器法で認可を受けている物質ではないということございまして、その場合には疾病の治療あるいは予防をあらわすインフルエンザ対策という言葉は実は使えないんだということも伺ってございます。

しかしながら、もう一方では、やはり数は少ないのでありますが、そういった施工例、そし

てそれが有効であるという情報も我々もキャッチもしているところでもございます。そういった意味では、なかなか今この状態でいかがかということでは非常に難しいとは思っておりますけれども、後にまだまだ情報の収集等には努めていきたいと、その上で適切な判断をしてまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 光触媒の件、もう一度再質問させていただきたいと思います。

今御答弁いただきましたコーティング60万円というお話ですけれども、そういったものもあるということで、いろいろな本当に種類があります。中にはスプレータイプで200ミリないし400ミリで販売されているような商品もあって、それは例えばクラスに1つ置いておいて、担任の先生なのか生徒なのかわかりませんが、各自しゅしゅっとやるようなことも可能ではないかというお話も実際に伺ったことがあります。

そして、コーティングのこの60万円の内訳は、ほぼほぼ人件費、コーティングの技術料ではないかというお話も聞いておりますので、実際にこの光触媒としてのスプレー材のものを、技術を持った方ではない、通常で販売されているものという形で使う方法もあるのではないかなと思いますし、そしてもとの薬機法のお話ですけれども、薬機法、医療関係のほうで許可を取っておらないものであったとしても、効果は実証されているようなものというものが数多くあると思います。そういった例えば虫よけの商品なんか、虫よけとはうたえないけれども、アウトドアポリスプレーという名称を変えて実際にその効果を実証している商品という形で、法に縛られていないような形で、実証データが検証されているものもあるということも含め、もう一度何がしか対策をとっていただけないのかということは考えていただきたいなと思います。いずれにしても考えていただけて、どういったものがあるのかというものを調べてみましたという御答弁いただけたのはありがたいと思います。

そして最後に、公共施設マネジメント計画の件の、先ほどのもう一度確認なんですけれども、今、総合計画、最上位の総合計画ということですから、2018年から2025年ですか、そうすると次期総合計画の計画が始まるのは2024年かと思うんですけれども、この時期の公共施設マネジメント計画にも合わせて長寿命化計画も含めていろいろ検討が始まるという認識でいいですか。最後に確認です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 再々質問にお答えいたします。

まず光触媒の関係で、答弁で申し上げましたようにさまざまな種類の製品があるのかなという認識がまず一つあります。

そんな中で、先ほど再質問で答弁申し上げたことも一つですけれども、一方でもう一つに関して、例えばその製品を扱っているこの販売会社からの聞き取りでいきますと、光触媒の施工液の販売についてということで、それらに関しては、実は施工の講習会の開催とあわせて製品

の販売を行っているということも伺ってございます。実態として講習会も通常約3カ月ごとということでもございますし、今例えばその人手ということでいきましても、こういったようななかなか単純に製品を持ってきて、言ってみれば素人といいますか、誰でもがすぐできるものではないのかなということも考えてございますし、一方で我々もなかなかそのスプレー缶というものが、ちょっと製品として、あまりこう深く掘り下げて調べている段階ではございません。あくまでもその施工液の塗布というかそういったことで調べてきているという経過がございます。

それから、最後ですけれども、公共施設マネジメント計画、総合計画との整合ということでございます。

なかなか計画それぞれ年次ごとということを立てているところでありますけれども、一方で大事な部分としては財政状況が常について回るといふことの現実もあると思っております。そういった意味では、それぞれの見直しの時期、そこでうまく合致をするということが一番いいと考えているところでありますけれども、学校施設の整備について、その時点、いろいろな状況を把握しながら、計画の整合性を合わせられるべく進めてまいりたいということで、御理解願いたいと思っております。

以上です。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時18分散会）